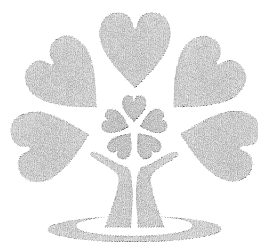


社会福祉法人 はなゆめ

平成31年度
法人事業計画

平成31年4月1日～平成32年3月31日



本部事務局

2019/03/28

平成31年度 社会福祉法人はなゆめ 事業計画

理念

私たちは、障がいのある一人一人の意志を尊重し、地域の中で、主体的に充実した生活を続けられるよう、個々に応じた適切な障がい福祉サービスを提供することを目指しています。

方針

すべての人が安心して暮らせる共生社会の一員として

私たちはな・はなグループは、最初の小規模作業所が誕生してからは35年目、NPO法人三鷹はなの会設立からは14年目、社会福祉法人はなゆめ設立から8年目となります。障害者自立支援法以降、様々な制度変革を経て障害福祉サービスの全国標準化が進みました。かつて法内であった施設も法外といわれた作業所も、今では統一され安定化されたサービス事業となり、事業規模や業種の拡大など全国各地で様々な展開を見せています。サービス事業の多様化や選択の幅の拡大で障害者が社会で活躍する場も広がりました。

地域では誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会が求められています。障害者自身が社会の一員として積極的に参加・貢献していくことができる社会が求められています。

昨年度は改正障害者総合支援法、障害福祉サービス等報酬改定が施行されました。重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設や「自立生活援助」「職場定着支援事業」の報酬の設定、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用に関わる共生型サービスの基準・報酬の設定、その他多岐にわたる事業において報酬の見直しが行われました。進みゆく法律や制度、障害福祉サービス事業の新たな展開に法人としてどう対応していくか、今後の事業の進め方を検討する必要があります。

三鷹市においては、第5期障がい福祉計画2年目となります。また懸案だった調布基地跡地の福祉利用について計画が進みだしました。

今や私たちは事業者として、社会的責任を自ら果たさねばならない立場となりました。利用者の重度化・高齢化に対応し、また本人支援の立場に立ったより良いサービスの提供なくして事業の存続が難しくなると思われます。この新しい時代の要請にこたえていくために、法人は総合力が求められています。働き方改革に沿った職場環境を整備しつつ、本人支援を最重要課題とし、これまで以上に地域に根差した法人として、ゆるぎない経営を目指します。そのために必要な事業の再編整備を進めます。

平成31年度事業計画における重点課題

○社会福祉法人はなゆめ

小規模作業所設立から35年、新法による障害福祉サービスは定着したが、利用者の重度化・高齢化により、就労継続支援B型事業中心では環境の変化に対応できなくなっている。地域のニーズに応え社会福祉法人として確固たる運営を維持していくためには、新しい時代に合った法人事業の整備・再編を行う時期を迎えている。

事業課題

1、事業のセンター化推進

①新川センター

いくせい工房とゆうゆう舎の統合による、新川センターきらり設立
(31年4月開始)

②連雀センター化構想(連雀地区における事業再編)の検討。

2、事業の整備・安定化

①放課後等デイサービス事業の整備

②相談支援事業の整備

③連雀センターらしくの生活介護事業の安定化

④本部機能の強化

法人運営課題

- 1、 将来を見据えた人材育成と世代交代
- 2、 法人組織の安定化
- 3、 将来の事業展開に向けた資産の確保

○ NPO 三鷹はなの会

グループホームの運営を始めて9年目を迎え、居住支援の在り方を検討する時期を迎えている。また時代の要請は地域生活支援全般のサポート体制確立に変化してきている。居住支援の事業を中心としながら、地域生活をサポートする事業を実施する。

1、居住支援の拡充・安定

①4か所となる居住の場、及び駅前一時保護事業(2年目)安定化

2、ぴゅあネット事業の安定維持(12年目)

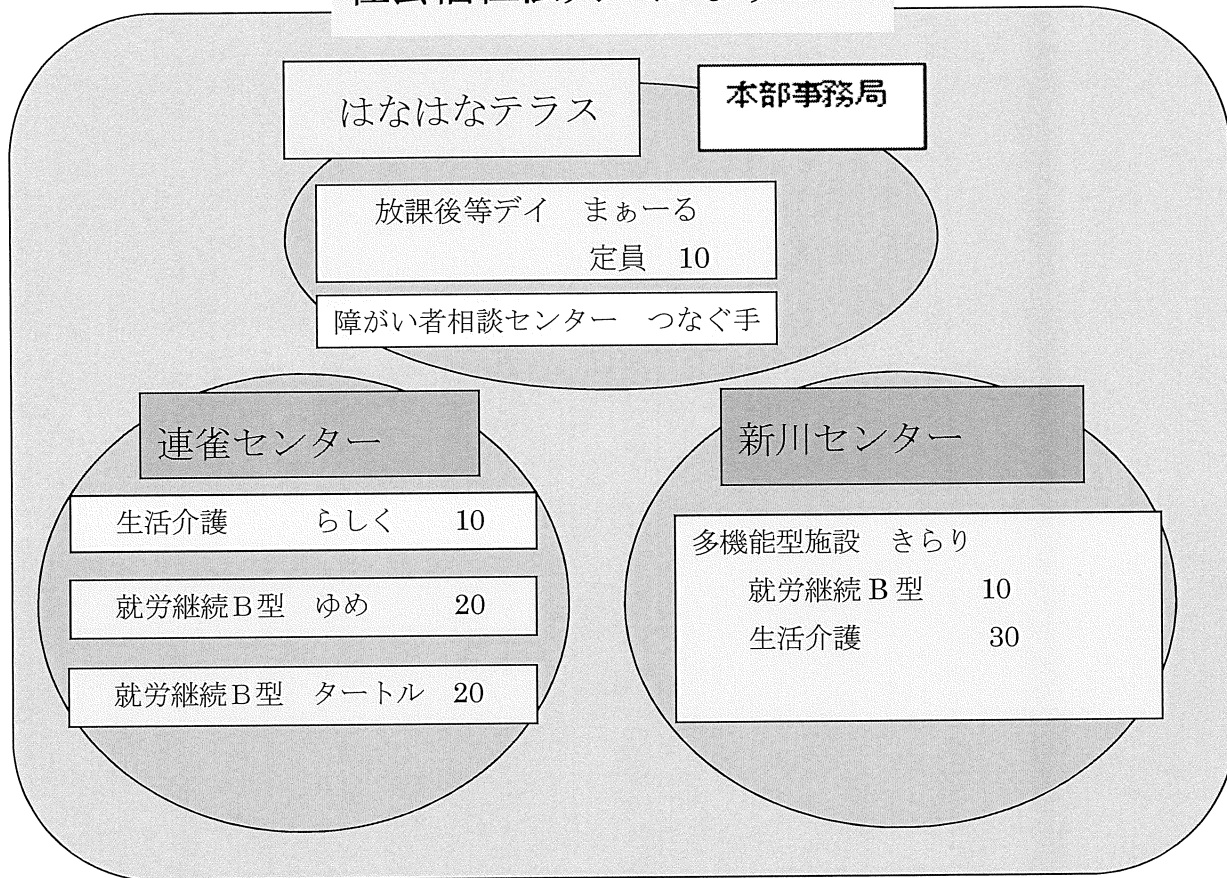
3、居住支援をサポートする事業の実施

①相談支援事業

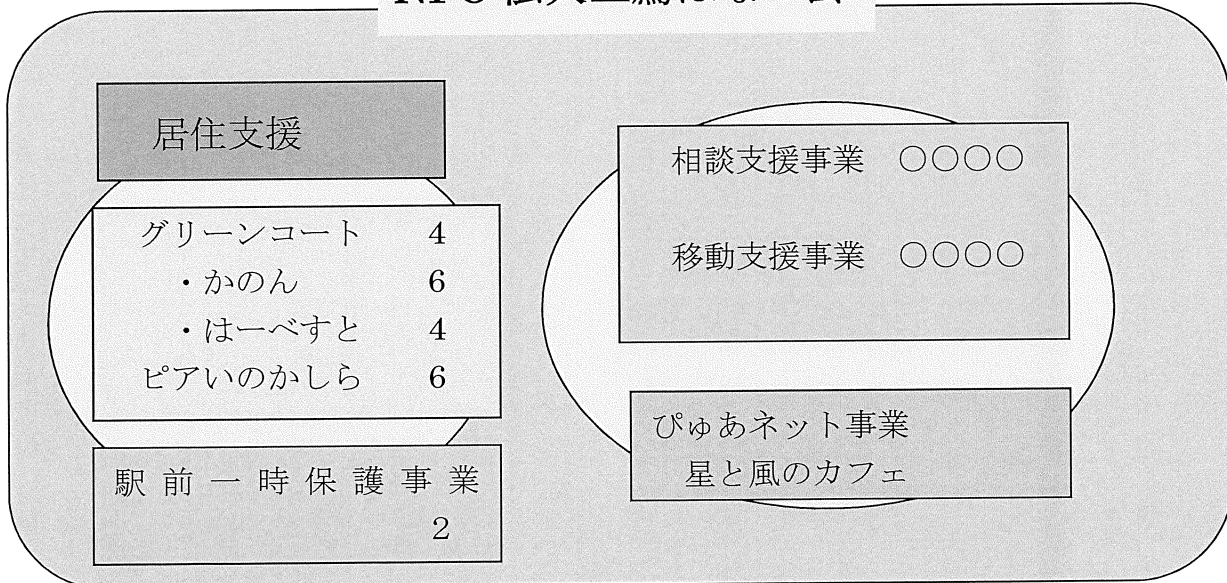
②移動支援事業

平成31年4月以降の事業構想図（案）

社会福祉法人 はなゆめ



NPO 法人三鷹はなの会



事業計画

1 事業内容

○社会福祉法人 はなゆめ

法人所在地 〒181-0004

東京都三鷹市新川3-21-19

電話 0422-45-8787 FAX 0422-45-8788

(1) 障害福祉サービス事業

① 就労継続支援B型事業所

- ・ワークセンターゆめ (定員20名)
- ・ワークセンタータートルステップ (定員20名)

② 多機能型事業所

- ・新川センターきらり

就労継続支援B型 (定員10名)
生活介護 (定員20名)

③ 生活介護事業所

- ・連雀センターらしく (定員20名)

④ 放課後等デイサービス事業

- ・まあーる (定員10名)

(2) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

- ・障がい者相談センター つなぐ手

2 法人経営及び運営

(1) 方針

福祉サービスの利用者の利益と家族及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適切な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とし、事業を推進します。

また、福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営む

ことができるように支援するものとして、良質かつ適切な福祉サービスを提供します。

利用者、家族、関係者及び地域がもつ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。

利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、個人の尊厳が守られる暮らしに必要な選択の自由、自己決定及び自己実現を図るための事業を展開します。

(2) 利用者、家族のニーズ把握

利用者の高年齢化、家族の高齢化と新利用者とその家族との世代間格差(経済社会環境と生活の考え方の違い)によりニーズが複雑・多様化しています。法人は障がい者支援センターつなぐ手を中心に、障害福祉サービス事業所等が連携し、一体となってニーズ把握に努めます。

(3) 利用者の安全確保

「事故防止対応マニュアル」に則り、利用者の生活状況の情報を職員が十分に把握し、共有化し、日頃からヒヤリハットの視点より安全確保を第一に支援していけるよう法人として定期的に状況を把握します。

(4) 利用者の権利擁護

「権利擁護規程」に則り、利用者個人の尊厳とプライバシーを守り、暴力や侮辱的言動、同意に基づかない行為を強制することのないよう、職員は常に適切な支援を行うものとします。

(5) 利用者への虐待防止

「虐待防止マニュアル」に則り、虐待の防止を目的とした虐待防止体制を整備し、虐待の発見、また、その疑いが生じた場合については、マニュアルに沿って適切に対応します。

(6) 環境整備

ハード面の安全確保を図っていけるよう各事業所の状況を把握します。
原因究明と対策等のソフト面の安全確保が図れるよう各事業所の状況を把握します。

(7) 衛生管理

利用者が安全かつ安心して快適に過ごせるよう、「感染症対策マニュアル」に則り、法人は事業所内の衛生管理の現状を把握し、対策を講じられるよう各事業所の状況を把握します。

ウイルス等の感染症の発生と拡大を防ぐため、必要な情報は各事業所へ提供するとともに、状況に応じて関係機関と連携し、衛生管理の指針を示すこととします。

(8) 危機管理

危機管理のリスクマネジメントの基本である日常の安心、満足、気づき、信頼関係を保つために事業所との連携を図ります。

「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に従って利用者の情報保護に関して職員教育を行い、プライバシーポリシーの内容を職員に周知徹底させます。

(9) 防 災

「災害対策マニュアル」に則り、職員は迅速で的確な対応ができるよう、日頃から連絡調整を図ります。

(10) 事業所の建物及び附属設備

法人内の各事業所の建物及び附属設備を維持するために長期修繕計画の予定を立て法人は全体を統括して、修繕、工事等の調整を図ります。

(11) 地域社会との関係

- ① 社会資源としての法人及び事業所として地域社会に貢献できることは何かを常に考え、地域社会から信頼される法人を目指します。
- ② 障害者の文化活動の推進と障害者福祉の啓発を推進します。
- ③ 法令等を遵守し、事業展開を図ります。
- ④ 法人の基本方針の精神に基づき、法人及び事業所の経営・運営を行います。
- ⑤ 法人本部事務局は、各事業が円滑かつ公平に事業展開ができるよう運営します。

3 本年度の運営重点項目

(1) 法人の機能強化

- ① 将来を見据え、安定的で継続的な経営が図れるよう、法人及び事業所体制の構築に引き続き取り組んでいきます。
- ② 制度の変化に揺るぐことなく、利用者の視点に立ったサービス内容の向上を図ります。
- ③ 当法人にふさわしい人材の確保・人材育成と職員がいきがいを持って働くことができる環境整備に取り組みます。

(2) 新規事業の展開

- ① 利用者と家族の高齢化等の状況変化に対応し、地域生活の充実が図れるように、十分な調査と計画によって新規事業を検討します。
- ② 三鷹市の福祉の発展に寄与するために法人の事業展開が迅速かつ効果的に実施できるよう年間を通して新規事業の企画に関する調査・研究を行います。

(3) 基本姿勢

人権の尊重

- ① 利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービス提供に努めます。
- ② 利用者の人格を尊びます。

福祉サービスの質の向上

- ① 利用者、家族、関係者及び地域が持つ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。
- ② 要望、相談及び苦情解決
利用者、家族及び関係者からの要望、相談及び苦情について誠意を持って迅速かつ適切に対応できるよう対応していきます。
- ③ 利用者、家族及び関係者からの要望、相談及び苦情を円滑・円満に対応を図ることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護を図るとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援体制を確立・機能させます。
- ④、相談及び苦情の内容によっては、第三者委員と連携を図りながら対応します。
苦情に関しては、法人が定めたマニュアルの「苦情解決について(約束事項)」に基づき、迅速で正確な対応を法人全体で行います。円滑・円満に解決を図ることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護を図るよう努めます。
- ⑤ 第三者評価
第三者評価機関による福祉サービスに対する第三者評価を、次第実施します。
また、福祉サービスの質を向上させていくために、自ら、提供する福祉サービスの質の自己評価を行い、自己点検を行います。そして福祉サービスの利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供できるように努めます。
- ⑥ 守秘義務及び秘密保持
法人、事業所及び職員は、個人情報や個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、個人のプライバシー保護のため、業務上で知り得た利用者やその家族等の機密事項を他に漏らさず、利用者個々のプライバシー保護を徹底します。
職員は法人離職後も秘密保持を遵守します。
- ⑦ 説明責任の徹底
利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、情報提供と情報開示等を積極的に実施し、信頼性と透明性のある組織づくりを図ります。

⑧ 情報開示

福祉サービスを利用しようとする方に、適切かつ円滑に法人の経営する社会福祉事業に関する情報提供と情報開示を行います。

インターネットのホームページ上及び広報紙等の紙面を利用し、法人・事業所の経営や運営状況を詳らかにします。

利用者及び関係者の皆様から情報開示の請求があった場合には、必要な内容の開示を行います。また、利用者にわかりやすい方法で内容を伝達できるよう工夫をします。

⑨ 地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により、地域の福祉課題に積極的に取り組みます。

地域の声に耳を傾け、地域社会から信頼され、慕われる法人・事業所であるために努力します。

⑩ 人材育成、適切な人事・労務管理の実践

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供のため、職員の社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を図り、人材育成に努めます。

「社会福祉は人なり」を念頭に、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

安全で、清潔な職場環境の整備を推進します。

⑪ 財政基盤の安定化

信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

法人及び事業所における経理は、厳正及び正確を基本に業務を遂行します。

⑫ 経営・運営基盤強化のためのコスト意識

福祉サービスの質的向上及び経営や運営の透明化を図り、社会から期待される責任

と役割を果たすため、組織努力の一環として資金の適切な把握と運用を目指し、法人と事業所が連携・協力してコスト意識の向上に努めます

各事業所が月別に自立支援給付費等の収入状況、賃料、水道光熱費、消耗品等の維持経費等の支出状況を把握できるようにし、情報を集約します。

職員採用と職員人事の適正な執行による職員配置と効率的な勤務シフトの編成によるコスト管理を行います。

年間計画や月次予定を確認し、日々の打合せを密に行うことにより、職員個々の仕

事の進捗状況把握に努め、経費、時間及び責任を意識することでコストの削減に努め

ます。

⑬ 法人内の連携

利用者が心豊かにその人らしい生活が実現できるよう、各事業所が連携して取り組

めるよう調整機能を果たします。

利用者へよりよい福祉サービスが提供できるよう事業所間で連携し、定期的な会議等を設定するための調整機能を果たします。

障害福祉サービス事業の円滑な実施のため、法人本部が中枢機能を果たし、事業所間で連携・協力ができるよう調整機能の強化を図ります。

⑭ 法人外との連携

地域社会や家庭等とのつながりを重視した運営に心がけ、行政機関及び関係機関と密接に連携がとれるように努めます。

4 組織の整備

(1) 役員

① 社会福祉法人はなゆめ

理事会	理事 6名
監事	監事 2名
評議員会	委員 7名

(2) 会議

- | | |
|---|----|
| ① 三役会議
人事及び法人運営の基本事項を協議する。 | 随時 |
| ② 管理・監督者会議
法人運営の全般事項を協議し、三役会議を補佐する | 適宜 |
| ③ サービス管理責任者会議
利用者サービスの方針や支援の方向性を具現化するため、課題についての検討、情報の伝達、収集の場とします。 | 適宜 |
| ④ 事業所連絡会議
社会情勢、社会福祉の動向及び法人内の組織運営、管理についての共通認識・連絡事項の伝達の場、全体行事の調整の場とする。 | 適宜 |
| ⑤ 事務局会議
三役会及び管理・監督者会議より提示・指示のあった方針や方向性を具現化するための検討や、情報収集、伝達の場とします。方針や方向性の内容の確認や共有、再検討の場とする。 | 毎週 |

- ⑥ 庶務実務・法人行事等の担当者会議
法人行事や庶務実務を円滑に行うための連絡調整会議

適宜

- ⑦ 安全衛生担当者会
労働者の安全意識の啓発と安全教育及び職場環境・作業方法の改善に関する
周知・啓発活動の場とする。

適宜

- ⑧ その他各事業における連絡会議 ・ 委員会

(3) 人材育成

① 基本の徹底

法人、事業所及び職員が利用者、地域、社会福祉、法人基本方針及び事業所事業計画の状況と内容を自分のものとして受け止め、事業活動に活用するため、法人全体であらゆる機会を通じて周知・徹底を図ります。

② 法人内職員研修

「研修要項」に則り、職員が社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を目的として、年間通し、適時入職年次別、職種別、事業所別または雇用形態別等の種研修を実施します。夏季・冬季内部研修会・その他

③ 法人外職員研修

東京都手をつなぐ育成会、及び全国手をつなぐ育成会連合会等の研修・大会他、内容を判断し、人選し研修者を派遣します。

④ 事業所主催の職員研修

法人は有効な内容の事業所主催の職員研修を保障します。

(4) 労務管理及び財務管理

① 職員配置

職員の勤務状況を考慮し、効率的で効果的な職員編成とします。

② 福利厚生

生活習慣病予防検診の対象の職員には検査等について受診する機会を設けます。
職員自身が健康であることを確認して業務活動ができるように努めます。

③ メンタルヘルス

職員の心の健康に配慮し、メンタルヘルスに配慮した組織体制、広報及び教育に努めます。

- ④ セクシュアルハラスメント
法人は「職員就業規則」に基づき、管理職を含む職員にセクシャルハラスメントの
内
容と防止のための方針を周知・啓発します。
「セクシュアルハラスメント」・「パワハラメント」等は人権侵害行為であることを
認識し、発生を防止する策を講じます。
- ⑤ その他
法人及び事業所で定めている各種規程(規定)類の見直しを常に図り、内容の充実に努
めます。
- ⑥ 法人本部事務局は、組織の整備が円滑に展開できるよう取り組みます。
法人本部事務局での業務は、理事長及び常務理事・事務局長に確認、報告し事業の展
開を図ります

平成31年3月28日

平成31年度 法人本部事業計画

1. 理事会・評議員会の運営

- (1) 組織運営方針の企画・立案・推進
- (2) 組織運営方針の明確化と周知
- (3) 事業計画・事業報告の作成
- (4) 各配布資料・議事録の作成
- (5) 理事会・評議員会の案内・出欠席の取りまとめ
- (6) 理事会総会の計画・運営

2. 行事調整・施設長会議・事業担当者会議の設定

- (1) 年間行事計画の作成
- (2) 後援会役員会等の運営補助・会場確保等
- (3) 実行委員会の組織体制作り
- (4) 実行委員会事務局として開催要項の作成等
- (5) 各会議の設定・連絡調整・資料及び議事録の作成

3. 研修会・東京都手をつなぐ育成会等

- (1) 職員研修会の設定・会場確保
- (2) 講師との連絡調整
- (3) 研修セミナー・大会参加者の集約
- (4) 東京都手をつなぐ育成会との連絡調整

4. 広報活動

- (1) ホームページ・会報による情報提供
- (2) 会報作成・発送作業
- (3) 諸団体との情報交換・交流会等の参加

5. 総務・経理

- (1) 予算・決算書の作成
- (2) 各所事業会計・生産会計事務・会計事務所との連携
- (3) 代理人請求事務・東京都庁・三鷹市との調整
- (4) 職員健康診断の実施
- (5) 職員労務管理・給与等に関する業務
- (6) 新規事業等に関する申請書類の作成業務
- (7) 安全衛生に関する周知・教育活動

6. 事業所管理

- (1) 日中活動系事業所に関する実務
- (2) 建物・車両等に関する管理

開催日	事業内容	会場
4月1日	辞令交付式・法人始業式 新川センターきらり 開所式	事務局・まあーる きらり
5月下旬	理事会 30年度 決算・事業報告	タートル6F
6月13日	レクリエーション	元気創造プラザ
6月	職員健康診断	野村病院
6月下旬	定時評議委員会 理事会	未定
7月下旬	夏期職員研修会	未定
8月下旬	三鷹阿波踊り	駅前商店街
9月・10月	各所 社会活動(宿泊)	
10月	芸術・文化活動 理事会	未定
11月頃	施設公開	
12月中旬	冬期職員研修会 理事会	未定
1月6日	仕事始め	
1月初旬	新年会	さんさん館
3月下旬	理事会 事業計画及び予算	未定

		勘 定 科 目	30年初期予算	30年補正予算	31年初期予算	備 考
産 そ 特 活 収 支	事業活動による収入	収入				
		就労支援事業収入	0	0	0	
		障害者福祉サービス等事業収入	207,800,000	189,900,000	189,900,000	
		経常経費寄付金収入	1,180,000	885,000	885,000	
		その他の収入	200,000	24,660,000	24,660,000	
		事業活動収入計(1)	209,180,000	215,445,000	215,445,000	
	支出	人件費支出	143,042,728	134,210,000	134,210,000	
		事業費支出	18,350,000	20,250,000	20,250,000	
		事務費支出	39,000,000	35,416,000	35,416,000	
		就労支援事業支出		0	0	
		支払工賃		0	0	
		その他経費		0	0	
		事業活動支出計(2)	200,392,728	189,876,000	189,876,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,787,272	25,569,000	25,569,000		
施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入	0	0	0	
		施設整備等寄附金収入	0	0	0	
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出	固定資産取得支出	0	0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
			0	0	0	
	施設整備等支出計(5)	0	0	0		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
その 他 の 活 支 動 に よ	収入	積立資産取崩収入	0	0	0	
		拠点区分間繰入金収入	42,369,048	43,899,000	43,899,000	
		その他の活動収入計(7)	42,369,048	43,899,000	43,899,000	
	支出	積立資産支出	0	0	0	
		拠点区分間繰入金支出	51,156,320	69,468,000	69,468,000	
			0	0	0	
		その他の活動支出計(8)	51,156,320	69,468,000	69,468,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-8,787,272	-25,569,000	-25,569,000		
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	0	0	0		

		勘 定 科 目	30年初期予算	30年補正予算	31年初期予算	備 考
産 そ 特 活 収 支	事業活動による収入	収入				
		就労支援事業収入		0	0	
		障害者福祉サービス等事業収入		0	0	
		経常経費寄付金収入		0	0	
		その他の収入	200,000	200,000	200,000	
		事業活動収入計(1)	200,000	200,000	200,000	
	支出	人件費支出	18,800,000	29,950,000	29,950,000	
		事業費支出	1,000,000	2,650,000	2,650,000	
		事務費支出	6,700,000	6,900,000	6,900,000	
		就労支援事業支出		0	0	
		支払工賃		0	0	
		その他経費		0	0	
		事業活動支出計(2)	26,500,000	39,500,000	39,500,000	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-26,300,000	-39,300,000	-39,300,000	
施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入		0	0	
		施設整備等寄附金収入		0	0	
		施設整備等収入計(4)		0	0	
	支出	固定資産取得支出		0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
				0	0	
	施設整備等支出計(5)		0	0		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0		
その 他 の 活 動 に よ	収入	積立資産取崩収入		0	0	
		拠点区分間繰入金収入	26,300,000	39,300,000	39,300,000	
		その他の活動収入計(7)	26,300,000	39,300,000	39,300,000	
	支出	積立資産支出	0	0	0	
		拠点区分間繰入金支出	0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	26,300,000	39,300,000	39,300,000		
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	0	0	0		

